

平成28年 9月29日

東日本高速道路株式会社
中日本高速道路株式会社
西日本高速道路株式会社
首都高速道路株式会社
阪神高速道路株式会社
本州四国連絡高速道路株式会社

車両制限令違反者に対する 大口・多頻度割引停止措置等の見直しについて

東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、阪神高速道路(株)及び本州四国連絡高速道路(株)（以下「高速道路6会社」という。）は、平成28年10月1日から車両制限令違反情報を高速道路6会社で共有し、割引停止措置等に反映することとしています。

高速道路6会社では、重量超過等の違反が後を絶たず、道路を著しく劣化させる要因となっていることを踏まえ、道路構造物の保全、道路法令違反抑止及び安全走行の啓発を目的として、違反車両に対する徹底した指導取り締まりとあわせ、以下のとおり、平成29年4月1日から高速道路6会社各々の大口・多頻度割引制度において、車両制限令違反者に対する割引停止措置等を見直しすることとしましたので、お知らせします。

(1) 割引停止措置等の見直し内容

①違反点数等の見直し

1) 【即時告発】悪質な違反者（重量が基準の2倍以上）に対する対応強化

現行		平成29年4月1日～	
即時告発の結果	措置(※)	即時告発の結果	措置(※)
有罪	割引停止	有罪	即時告発をもって一部
不起訴	—	不起訴	割引停止(1か月以上)

(※) 即時告発の結果にかかわらず、違反に応じた点数は別途加算します。

2) 【点数区分】措置命令等の発出基準に応じた違反点数区分の見直し

現行		平成29年4月1日～	
違反種別(※)	点数	違反種別(※)	点数
指導警告	—	指導警告	3点
措置命令A	3点～15点	措置命令A	5点
措置命令B又はC	5点～15点	措置命令B又はC	15点
即時告発相当	15点～30点	即時告発相当	30点

(※) 違反種別(指導警告、措置命令A～C)の用語の定義については、別紙を参照願います。
『即時告発相当』とは、措置命令B又はC相当の違反のうち重量が基準の2倍以上の違反を指します。

②累積期間等の見直し

1) 違反点数の累積期間を3か月（現行）から2年間（平成29年4月1日～）に拡大

現行		平成29年4月1日～	
累積期間	適用要件	累積期間	適用要件
3か月 (四半期)	高速道路6会社が指定する四半期において違反を繰り返した場合に適用	2年間	累積点数に応じて適用

2) 違反点数の累積

現行		平成29年4月1日～	
違反点数	措置内容	累積違反点数	措置内容
30点	講習会等による指導及び警告	30点	講習会等による指導
上記に定める警告期間内に30点以上	一部割引停止又は一部利用停止	60点	一部割引停止(1か月)
(※) 割引停止・利用停止は1年以内の期間を定めて設定		90点	一部割引停止(2か月)
		120点	一部利用停止(1か月)
		150点	一部利用停止(2か月)

(※) ①1) の即時告発を行った場合は、累積違反点数にかかわらず、「一部割引停止(1か月以上)」を適用します。

【累積違反点数に関する注意事項】

○累積違反点数150点以降も、30点ごとに一部利用停止期間が1か月ずつ延長されます。

例：累積違反点数180点 ⇒ 一部利用停止(3か月)、210点 ⇒ 一部利用停止(4か月) など

○割引停止・利用停止の期間中に、東日本高速道路株、中日本高速道路株及び西日本高速道路株（以下「NEXCO3社」という。）が定めるETCコーポレートカード利用約款、首都高速道路株、阪神高速道路株及び本州四国連絡高速道路株各社の営業規則に違反する行為が認められた場合は、更なる措置が適用されます。

③違反項目の見直し

1) 軸重超過に対する措置命令等の発出基準に応じた違反点数の設定

現行		平成29年4月1日～	
軸重超過	点数	軸重超過	点数
指導警告	なし	指導警告	3点
措置命令B又はC		措置命令B又はC	15点

(2) 割引停止措置等の実施方法 詳細等については **別紙** を参照願います。

(3) 適用開始時期 平成29年4月1日

割引停止措置等の実施方法について

高速道路6会社では、平成29年4月1日から車両制限令違反者に対する大口・多頻度割引の割引停止措置等を見直すにあたり、NEXCO3社ではETCコーポレートカード利用約款を改正し、首都高速道路(株)、阪神高速道路(株)及び本州四国連絡高速道路(株)では、各社の営業規則を改正いたします。

(改正内容等につきましては、後日、各社のホームページ等に掲載いたします。)

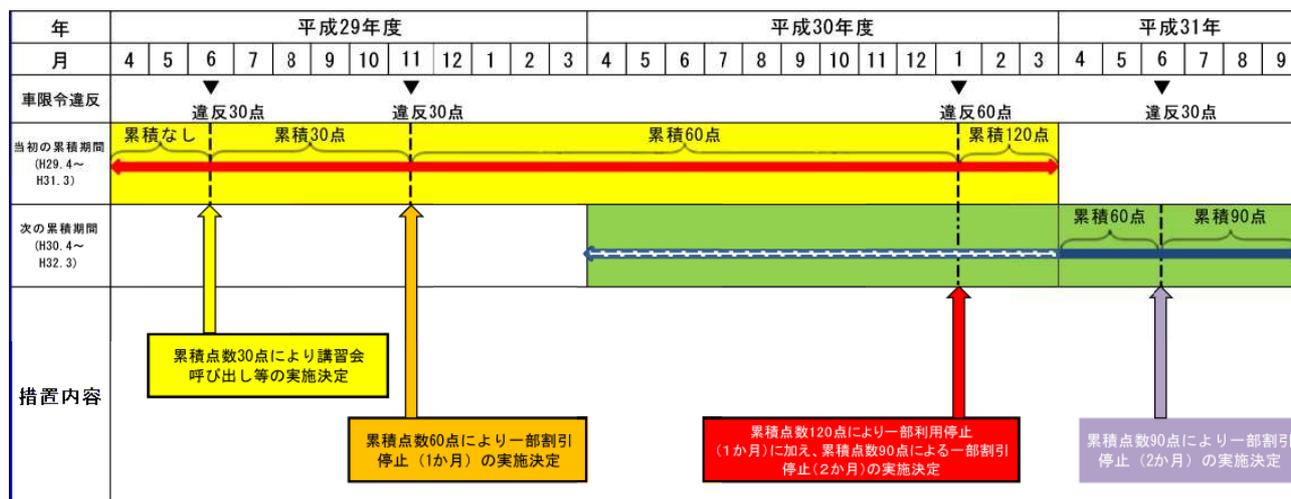
割引停止措置等に至るまでのイメージ及び点数表等

(イメージ) 平成29年4月1日より

車両制限令に違反すると高速道路6会社より指導警告書、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構より措置命令書が発行されます。

平成29年4月1日からは、2年間の累積期間を設け、違反者ごとに違反点数を計算していきます。

違反点数の累積状況に応じて割引停止措置、利用停止措置等が適用されます。



※当初の累積期間は平成29年4月1日から平成31年3月31日までの2か年とし、以降は1年度ずつずらし2年間を設定します。

(上記期間の場合、次期2年間は平成30年4月1日から平成32年3月31日)

【割引停止措置、利用停止措置等の内容】

区分	措置内容
一部割引停止	契約者のカードの一部について割引を停止するもの。
一部利用停止	契約者のカードの一部について利用を停止するもの。
全部割引停止	契約者のカードの全部について割引を停止するもの。
全部利用停止	契約者のカードの全部について利用を停止するもの。
契約資格取消し	契約者の資格を取り消すもの。

平成29年4月1日より適用となる違反点数区分表

諸元	違反点数			
	3点	5点	15点	30点
高さ	指導警告相当の違反	措置命令A相当の違反	措置命令B又はC相当の違反	
幅				
長さ				
総重量				
軸重				

用語の定義

用語	内容
指導警告	車両制限令違反車両のうち、措置命令の発出基準に至らない違反に対する指導
措置命令A	法定速度を遵守し、可能な限り低速で走行のうえ、指定する場所から流出させる行政処分
措置命令B	法定速度を遵守し、可能な限り低速で走行のうえ、指定する場所まで移動し、当該車両の諸元を車両制限令に規定する制限値（通行許可を受けている場合はその許可値）以下になるよう、積荷貨物の分割等により軽減させる行政処分
措置命令C	法定速度を遵守し、可能な限り低速で走行のうえ、指定する場所まで移動し、必要な通行許可を受けるまでの間、当該車両をその場に留め置く行政処分

【措置命令】

道路法（以下「法」という。）第47条の4第1項に基づく行政処分。

法第47条第2項の規定に違反し、又は同条第1項の政令で定める最高限度（車両制限令第3条に規定する車両の幅、重量、高さ、長さ及び最小回転半径の最高限度をいう。）を超える車両の通行に関し、法第47条の2第1項の規定により付した条件に違反して車両を通行させている者等に対して行う。

【点数基準表】

■ 単車、セミトレーラ及びフルトレーラのうち特例車種以外のもの

【現行】

諸元	最遠軸距 (m)	車長 (m)	車種	点数				
				3点	5点	15点	30点	
総重量 (t)	高速自動車国道・一般有料道路等 (指定道路内)	0.00~5.49	単車	22.01~25.00	25.01~30.00	30.01~69.99	70.01~	
			2軸牽引車					
			3軸牽引車					
		5.50~6.99	~8.99	単車	22.01~25.00	25.01~30.00	30.01~69.99	70.01~
			2軸牽引車					
			3軸牽引車					
	5.50~6.99	9.00~	単車	24.21~27.50	27.51~33.00	33.01~71.99	72.01~	
		2軸牽引車						
		3軸牽引車						
	7.00~	~8.99	単車	22.01~25.00	25.01~30.00	30.01~69.99	70.01~	
			2軸牽引車					
			3軸牽引車					
	7.00~	9.00~10.99	単車	24.21~27.50	27.51~33.00	33.01~71.99	72.01~	
			2軸牽引車					
			3軸牽引車					
	7.00~	11.00~	単車	27.51~31.25	31.26~37.50	37.51~75.00	75.01~	
			2軸牽引車					
			3軸牽引車					
一般有料道路等 (指定道路外)			単車	22.01~25.00	25.01~30.00	30.01~69.99	70.01~	
			2軸牽引車					
			3軸牽引車					
軸重	すべての道路			-	-	-	-	



【平成29年4月1日~】

諸元	最遠軸距 (m)	車長 (m)	車種	点数 および 違反種別				
				3点	5点	15点	30点	
				指導警告	措置命令A	措置命令B 又はC	即時告発相当	
総重量 (t)	高速自動車国道・一般有料道路等 (指定道路内)	0.00~5.49	単車	20.01~22.00	22.01~30.00	30.01~39.99	40.00~	
			2軸牽引車	20.01~22.00	22.01~37.00	37.01~39.99	40.00~	
			3軸牽引車	20.01~22.00	22.01~39.99	-	40.00~	
		5.50~6.99	~8.99	単車	20.01~22.00	22.01~30.00	30.01~39.99	40.00~
				2軸牽引車	20.01~22.00	22.01~37.00	37.01~39.99	40.00~
				3軸牽引車	20.01~22.00	22.01~39.99	-	40.00~
	5.50~6.99	9.00~	単車	22.01~24.20	24.21~30.00	30.01~43.99	44.00~	
			2軸牽引車	22.01~24.20	24.21~37.00	37.01~43.99	44.00~	
			3軸牽引車	22.01~24.20	24.21~42.00	42.01~43.99	44.00~	
	7.00~	~8.99	単車	20.01~22.00	22.01~30.00	30.01~39.99	40.00~	
			2軸牽引車	20.01~22.00	22.01~37.00	37.01~39.99	40.00~	
			3軸牽引車	20.01~22.00	22.01~39.99	-	40.00~	
	7.00~	9.00~10.99	単車	22.01~24.20	24.21~30.00	30.01~43.99	44.00~	
			2軸牽引車	22.01~24.20	24.21~37.00	37.01~43.99	44.00~	
			3軸牽引車	22.01~24.20	24.21~42.00	42.01~43.99	44.00~	
	7.00~	11.00~	単車	25.01~27.50	27.51~30.00	30.01~49.99	50.00~	
			2軸牽引車	25.01~27.50	27.51~37.00	37.01~49.99	50.00~	
			3軸牽引車	25.01~27.50	27.51~42.00	42.01~49.99	50.00~	
一般有料道路等 (指定道路外)			単車	20.01~22.00	22.01~30.00	30.01~39.99	40.00~	
			2軸牽引車	20.01~22.00	22.01~37.00	37.01~39.99	40.00~	
			3軸牽引車	20.01~22.00	22.01~39.99	-	40.00~	
軸重	すべての道路			10.01~15.00	-	15.01~	-	

■ 単車、セミトレーラ及びフルトレーラのうち特例車種以外のもの

【現行】

諸 元		点 数		
		3点	5点	15点
		—		
高さ(m)	指定道路内	—	4.21～4.30	4.31～
	指定道路外	3.91～4.00	4.01～4.30	4.31～
幅(m)		2.61～3.00	3.01～3.50	3.51～
長さ (m)	単車	13.01～15.00	15.01～	—
	セミトレーラのうち 特例車種以外のもの			
	フルトレーラのうち 特例車種以外のもの	・一般有料道路等(本州四国連 絡道路、首都高速道路、阪神高 速道路を含む)		
	セミトレーラのうち 特例車種以外のもの	17.51～21.00	21.01～	—
	フルトレーラのうち 特例車種以外のもの	19.01～22.50	22.51～	—



【平成29年4月1日～】

諸 元		点数 および 違反種別		
		3点	5点	15点
		指導警告	措置命令A	措置命令B 又はC
高さ(m)	指定道路内	4.11～4.20	4.21～4.50	4.51～
	指定道路外	3.81～3.90	3.91～4.30	4.31～
幅(m)		2.51～2.60	2.61～3.25	3.26～
長さ (m)	単車	12.01～13.00	13.01～	—
	セミトレーラのうち 特例車種以外のもの			
	フルトレーラのうち 特例車種以外のもの	・一般有料道路等(本州四国連 絡道路、首都高速道路、阪神高 速道路を含む)		
	セミトレーラのうち 特例車種以外のもの	16.51～17.50	17.51～	—
	フルトレーラのうち 特例車種以外のもの	18.01～19.00	19.01～	—

■セミトレーラ及びフルトレーラ(特例車種)

【現行】

諸元		最遠軸距(m)		車種	点数				
		以上	未満		3点	5点	15点	30点	
総重量 (t)	高速自動車国道	～	8	2軸牽引車	22.01～25.00	25.01～30.00	30.01～69.99	70.01～	
				3軸牽引車					
		8	9	2軸牽引車	27.51～31.25	31.26～37.50	37.51～75.00	75.01～	
				3軸牽引車					
		9	10	2軸牽引車	28.61～32.50	32.51～39.00	39.01～76.00	76.01～	
				3軸牽引車					
		10	11	2軸牽引車	29.71～33.75	33.76～40.50	40.51～77.00	77.01～	
				3軸牽引車					
		11	12	2軸牽引車	31.91～36.25	36.26～43.50	43.51～79.00	79.01～	
				3軸牽引車					
	12	13	2軸牽引車	33.01～37.50	37.51～45.50	45.51～80.00	80.01～		
			3軸牽引車						
	13	14	2軸牽引車	35.21～40.00	40.01～48.00	48.01～82.00	82.01～		
			3軸牽引車						
	14	15	2軸牽引車	36.31～41.25	41.26～49.50	49.51～83.00	83.01～		
			3軸牽引車						
	15	15.5	2軸牽引車	38.51～43.75	43.76～52.50	52.51～85.00	85.01～		
			3軸牽引車						
	15.5	～	2軸牽引車	39.61～45.00	45.01～53.99	54.01～86.00	86.01～		
			3軸牽引車						
		(一般有料道路内等)	～	8	2軸牽引車	22.01～25.00	25.01～30.00	30.01～69.99	70.01～
					3軸牽引車				
	8		9	2軸牽引車	22.01～31.25	31.26～37.50	37.51～75.00	75.01～	
				3軸牽引車					
9	10	2軸牽引車	28.61～32.50	32.51～39.00	39.01～76.00	76.01～			
		3軸牽引車							
10	～	2軸牽引車	29.71～33.75	33.76～40.50	40.51～77.00	77.01～			
		3軸牽引車							
	(一般有料道路外等)	～	8	2軸牽引車	22.01～25.00	25.01～30.00	30.01～69.99	70.01～	
				3軸牽引車					
8		9	2軸牽引車	26.41～30.00	30.01～36.00	36.01～74.00	74.01～		
			3軸牽引車						
9	10	2軸牽引車	28.06～31.88	31.89～38.25	38.26～75.50	75.51～			
		3軸牽引車							
10	～	2軸牽引車	29.71～33.75	33.76～40.50	40.51～77.00	77.01～			
		3軸牽引車							
軸重	すべての道路				-	-	-	-	



■セミトレーラ及びフルトレーラ(特例車種)

【平成29年4月1日～】

諸元		最遠軸距(m)		車種	点数 および 違反種別					
		以上	未満		3点	5点	15点	30点		
					指導警告	措置命令A	措置命令B 又はC	即時告発相当		
総重量 (t)	高速 自動車 国道	～	8	2軸牽引車	特例車種以外と同様					
				3軸牽引車						
		8	9	2軸牽引車	25.01～27.50	27.51～37.00	37.01～49.99	50.00～		
				3軸牽引車	25.01～27.50	27.51～42.00	42.01～49.99	50.00～		
		9	10	2軸牽引車	26.01～28.60	28.61～37.00	37.01～51.99	52.00～		
				3軸牽引車	26.01～28.60	28.61～42.00	42.01～51.99	52.00～		
		10	11	2軸牽引車	27.01～29.70	29.71～37.00	37.01～53.99	54.00～		
				3軸牽引車	27.01～29.70	29.71～42.00	42.01～53.99	54.00～		
		11	12	2軸牽引車	29.01～31.90	31.91～37.00	37.01～57.99	58.00～		
				3軸牽引車	29.01～31.90	31.91～42.00	42.01～57.99	58.00～		
		12	13	2軸牽引車	30.01～33.00	33.01～37.00	37.01～59.99	60.00～		
				3軸牽引車	30.01～33.00	33.01～42.00	42.01～59.99	60.00～		
		13	14	2軸牽引車	32.01～35.20	35.21～37.00	37.01～63.99	64.00～		
				3軸牽引車	32.01～35.20	35.21～42.00	42.01～63.99	64.00～		
		14	15	2軸牽引車	33.01～36.30	36.31～37.00	37.01～65.99	66.00～		
				3軸牽引車	33.01～36.30	36.31～42.00	42.01～65.99	66.00～		
		15	15.5	2軸牽引車	35.01～37.00	-	37.01～69.99	70.00～		
				3軸牽引車	35.01～38.50	38.51～42.00	42.01～69.99	70.00～		
	15.5	～	2軸牽引車	36.01～37.00	-	37.01～71.99	72.00～			
			3軸牽引車	36.01～39.60	39.61～42.00	42.01～71.99	72.00～			
	(一) 指定 道路 内 等	～	8	2軸牽引車	特例車種以外と同様					
				3軸牽引車						
				8	9	2軸牽引車	25.01～27.50	27.51～37.00	37.01～49.99	50.00～
						3軸牽引車	25.01～27.50	27.51～42.00	42.01～49.99	50.00～
				9	10	2軸牽引車	26.01～28.60	28.61～37.00	37.01～51.99	52.00～
						3軸牽引車	26.01～28.60	28.61～42.00	42.01～51.99	52.00～
		10	～	2軸牽引車	27.01～29.70	29.71～37.00	37.01～53.99	54.00～		
				3軸牽引車	27.01～29.70	29.71～42.00	42.01～53.99	54.00～		
		(一) 指定 道路 外 等	～	8	2軸牽引車	特例車種以外と同様				
					3軸牽引車					
8			9	2軸牽引車	24.01～26.40	26.41～37.00	37.01～47.99	48.00～		
				3軸牽引車	24.01～26.40	26.41～42.00	42.01～47.99	48.00～		
9	10		2軸牽引車	25.51～28.05	28.06～37.00	37.01～50.99	51.00～			
			3軸牽引車	25.51～28.05	28.06～42.00	42.01～50.99	51.00～			
10	～	2軸牽引車	27.01～29.70	29.71～37.00	37.01～53.99	54.00～				
		3軸牽引車	27.01～29.70	29.71～42.00	42.01～53.99	54.00～				
軸重	すべての道路			10.01～15.00	-	15.01～	-			

■セミトレーラ及びフルトレーラ(特例車種)

【現行】

諸元		点数			
		3点	5点	15点	
		—			
高さ(m)	指定道路内	—	4.21~4.30	4.31~	
	指定道路外	3.91~4.00	4.01~4.30	4.31~	
幅(m)		2.61~3.00	3.01~3.50	3.51~	
長さ (m)	高速自動車国道(はみ出し有)		13.01~15.00	15.01~	—
	高速自動車国道	セミトレーラ(特例車種)	17.51~21.00	21.01~	—
	(はみ出し無)	フルトレーラ(特例車種)	19.01~22.50	22.51~	—
	一般有料道路等(本州四国連絡道路、首都高速道路、阪神高速道路を含む)		13.01~15.00	15.01~	—



【平成29年4月1日~】

諸元		点数 および 違反種別			
		3点	5点	15点	
		指導警告	措置命令A	措置命令B 又はC	
高さ(m)	指定道路内	4.11~4.20	4.21~4.50	4.51~	
	指定道路外	3.81~3.90	3.91~4.30	4.31~	
幅(m)		2.51~2.60	2.61~3.25	3.26~	
長さ (m)	高速自動車国道(はみ出し有)		12.01~13.00	13.01~	—
	高速自動車国道	セミトレーラ(特例車種)	16.51~17.50	17.51~	—
	(はみ出し無)	フルトレーラ(特例車種)	18.01~19.00	19.01~	—
	一般有料道路等(本州四国連絡道路、首都高速道路、阪神高速道路を含む)		12.01~13.00	13.01~	—

<参考>

【車両制限令違反に対する取り組み】

道路の構造を保全し又は交通の危険を防止するため、道路を通行する車両は、車両制限令により重量・寸法等の制限値が定められています。（道路法第47条第1項）

この車両制限令に違反する車両のうち、特に重量違反車両は、国民の財産である道路を著しく劣化させる要因となるだけでなく、速度低下、操作性低下など、重大事故を誘発する可能性のある極めて危険な車両であり、厳しく取り締まる必要があります。

高速道路6会社では、車両制限令違反車両を専門的に取り締まる部隊を組織し、日々、違反車両に対する指導取り締まりを行うとともに、悪質な違反者につきましては、別途、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と高速道路6会社連名による文書警告や車両制限令違反者講習会に悪質違反者（社）の責任者を招請して対面指導を行うなど、違反撲滅に向けた取り組みを行っているところです。

また、「道路の老朽化対策に向けた大型車の通行の適正化方針（平成26年5月9日 国土交通省道路局）」に基づき、特に基準の2倍以上の重量超過等悪質な違反者に対しては、現地取締りで違反を確認した場合、即時告発を実施するなど厳罰化を図っています。

なお、本年10月からは、NEXCO3社が管理する道路に加え、新たに首都高速道路(株)、阪神高速道路(株)及び本州四国連絡高速道路(株)が管理する道路においても、大口・多頻度割引の割引停止措置等を適用するとともに、車両制限令違反情報を高速道路6会社で共有し、この情報に基づいて、大口・多頻度割引の割引停止措置及びETCコーポレートカードの利用停止措置を高速道路6会社において統一的に適用することにしております。

【社会資本整備審議会 道路分科会 国土幹線道路部会 中間答申（抜粋）】

平成27年7月30日 高速道路を中心とした「道路を賢く使う取組」において、次のように提言されています。

<大型車の効果的・効率的な利用を促すための料金施策>

- ・大型車による効果的・効率的な利用を実現するため、**法令における処分の厳格化や自動取締り機器の増設等によるさらなる取締りの強化**に加えて、都心部の交通集中による環境や構造物への負荷の軽減等を促進する圏央道などの環状道路の料金低減や都心部の通過交通に対する料金施策について検討を進めるべきである。
- ・加えて、**特に構造物に致命的な損傷を発生させる過積載について、重量計の適切な運用により違反が確認された過積載車両に対する割引停止のあり方についても検討を進めるべきである。**
- ・具体的には、東・中・西日本高速のみが導入している違反車両への割引停止措置等について、利用者への周知を図った上で、統一化するとともに、講じた措置を高速道路会社間で共有する必要がある。